第2回 佐井村農山漁村再生可能エネルギー協議会 会議録

- 1 開催日時 令和 7年 2月13日(木) 14時~14時55分
- 2 開催場所 佐井村役場1階「会議室」
- 3 出席者
- (1)協議会委員

森ビル株式会社 都市開発本部計画企画部環境推進部部長 武田 正浩 株式会社ケン・コーポレーション エネルギー事業開発部長 島影 朋範 佐井村漁業協同組合 副組合長 舘脇 修 佐井村農業委員会 会長 佐藤 安美 佐井村地区連合会 会長 山本 高野 弘前大学教育学部 特任教授 北原 啓司 株式会社さいエナジー代表取締役 竹内 典和 佐井村総合戦略課長 東出 隆広

(2) 協議会オブザーバー

農林水産省東北農政局生産部環境・技術課 課長補佐 木村 豊昭 (オンライン参加) 青森県環境エネルギー部エネルギー開発振興課 主幹 高橋 真人、主査 若井 麻紀 青森県下北地域農林水産部林業振興課長 宇土 浩美 林野庁東北森林管理局下北森林管理署 主任森林整備官 古川 純

(3) 事務局

佐井村総合戦略課 東出課長(委員兼務)、石戸課長補佐、菊池主事

(4) 関係者

森ビル株式会社(2名)、株式会社ケン・コーポレーション(2名)、株式会社日立パワーソリューションズ(2名)、農林水産省東北農政局生産部環境・技術課(2名:オンライン) 林野庁東北森林管理局下北森林管理署(1名)

4 欠席者

(1) 協議会委員

佐井村産業建設課長 宮川 洋平

(2) 協議会オブザーバー

青森県農林水産部農林水産政策課 青森県農林水産部林政課

- 5 配布資料
 - 資料-1 佐井村農山漁村再生可能エネルギー協議会委員
 - 資料-2 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画 (素案) について

6 会議の概要

1. 開会

事務局

- ・開会を宣言
- 2. 会長あいさつ

北原会長

- ・北原会長よりあいさつ
- 3. 協議会委員の変更について

事務局

・協議会規約第4条第1項に規定する3号委員について、佐井村漁業協同組合の坂井代表理事組合長から舘脇副組合長に変更があったことを報告。

4. 議事

(1) 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画(素案)について

事務局

〈農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画(素案)について 説明〉

竹内委員

・定量目標で示されている固定資産税1千万円以上とは、15年間の 累計か。

事務局

・単年度1千万円以上である。

竹内委員

・青森県で再エネ新税が検討されているが、当該施設も課税対象となるのか。

事務局

- ・昨年から県で再エネ共生条例と併せて再エネ新税の導入が検討されている。これまでの議論では、保全区域から共生区域に認定された区域へ設置される再エネ設備は非課税となる方向である。
- ・今回の設備整備予定地は、再エネ共生条例におけるゾーニングでは 保全区域となるが、本協議会で基本計画の合意が得られた場合、県 に届出することで共生区域となり、非課税となると思われる。

竹内委員

事務局

- ・村独自で再エネ新税を導入する予定はないのか。
- ・協議会において村への貢献を検討していくこととなるので、それに 加えて村として税金を課すのは現在のところ考えていない。

北原会長

事務局

- ・青森県の再エネ共生条例の制定はいつ頃か。
- ・再エネ共生条例は昨年7月に県が設置した有識者会議で議論され、 本年1月には有識者会議での議論を終え、今月開会の県議会に提案 される予定である。
- ・議決後、来年度の何れかのタイミングで施行されると聞いている。

竹内委員

・4ページにいろいろ振興策が示されているが、具体的なものはどのようなものか。

事務局

・ここで示している取組み内容は、1. 脱炭素への寄与では、比較的 具体的なものであるが、2. 農林漁業への寄与と3. 本村の維持・ 発展への寄与は、主に佐井村第5次長期総合計画と第3回脱炭素先 行地域計画提案書に記載されている項目であり、具体的なものでな いのは事実である。 ・具体的なものは、ここで示す案をベースに本協議会で委員からの意 見などの掘り起こしを行った上でニーズを把握し、基本計画策定後 に事業者が策定する設備整備認定計画の中で明記することとなる。

・これまでの村の説明を聞いていると、今回の再エネ設備の建設が既 に決まったように聞こえるが、そうなのか。

・森ビル㈱と㈱ケン・コーポーレーションの風力発電設備建設事業については、これまで法律や村条例に基づき住民説明会や環境アセスが行われてきており、昨年4月に両社から農山漁村再エネ法による協議会設置の申し出が村にあり、村も同意して本協議会を設置している。

- ・一昨年12月の村議会での一般質問の答弁でも、地域に見合った規模で、かつ、信頼関係が構築されている事業者との案件については 共存共栄を前提として進める旨の考えを村長が述べている。
- ・村としては本協議会での議論を踏まえ、共生策を盛り込んだ基本計画を策定し、事業を一緒に進めていきたいとの考えである。
- ・再エネ新税に補足するが、本新税は法定外普通税のため、条例制定 イコール課税ではなく、新税制定にあたっては、総務大臣の同意が 必要となる。

・4ページに記載する取組内容に農業と林業の振興とあるが、佐井村 は農林業があまり盛んに営まれていない。

- ・議論を活発化する為にも数値などのデータを示すのも方法として ある。
- ・ここに記載された項目は、第5次長期総合計画に掲げられたものと のことであるが、村HPで計画を見ることは可能か。
- ・長期総合計画は村HPにも掲載され、各項目にぶら下がる個別施策 もデータを交えて示しているので、参照いただきたい。
- ・基本計画に異論はない。

我々にはない。

- ・私どもとしては国有林野を管理している立場であり、計画実施にあたっての否定的な意見は出ていないという認識をしているところであるが、昨年から3回、森林管理署に同一の自然環境保護団体の運営委員(むつ市在住)から当該事業に国有林を貸付しないことを求める反対意見が寄せられている。
- ・森林管理署のスタンスとしては、公平性を前提に進めていると回答 しており、事業内容については事業者へ問合せしてほしい旨、伝え ている。
- ・森林管理署に寄せられた団体からの意見は、事業者へもあったの か。
- ・事業者から反対意見を述べている団体へ直接、連絡してもらえない

佐藤委員

事務局

県エネ課 (高橋主幹)

県民局林業振興課 (宇土課長)

事務局

下北森林管理署(古川主任森林整備官)

東出委員

武田委員

下北森林管理署

(古川主任森林整備官)

か。

北原会長

- ・協議会で議論していることを見せていくという透明性を確保していくことが大事であり、そのためにも協議会資料や議事録を村HPで発信していくことが重要である。
- ・事業者から団体へ連絡する必要はないと思う。

事務局

・ホームページへの掲載準備が整い次第、発信していく。

- 5. その他
- (1) 次回開催の日程について

事務局

・次回会議は3月下旬に開催することを報告。

(2) その他

・特になし

6. 閉会

事務局

〈閉会を宣言〉

一以 上一